

第1章 序論

第1章では、都市計画マスタープランの目的や役割などの概要及び、新潟県や上越市の計画との関係についてまとめています。

1 都市計画マスタープランとは	6
2 策定のねらい	6
3 計画の位置づけと役割	7
4 計画の目標年次	8
5 計画の対象	8
6 計画の構成	9



第1章 序論

1 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

都市計画マスタープランは、都市計画法の第18条の2に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

長期的に目指すべきまちの将来像と、その実現に向けた都市づくりの方針を示す計画です。

2 策定のねらい

社会経済情勢などの変化を踏まえ、上越市が長期的に目指すべきまちの姿を示すため、新たな都市計画マスタープランを策定します。

上越市では、市町村合併や産業立地に伴う環境の変化や、厳しい財政状況に直面するなど、まちづくりを進める上で踏まえるべき様々な変化が起こっています。

また、人口減少・少子高齢化が進むなか、市民の価値観や居住ニーズも多様化しています。

これらの社会経済情勢などの変化に対応し、長期的に目指すべきまちの姿を示すため、新たな都市計画マスタープランを策定します。

3 計画の位置づけと役割

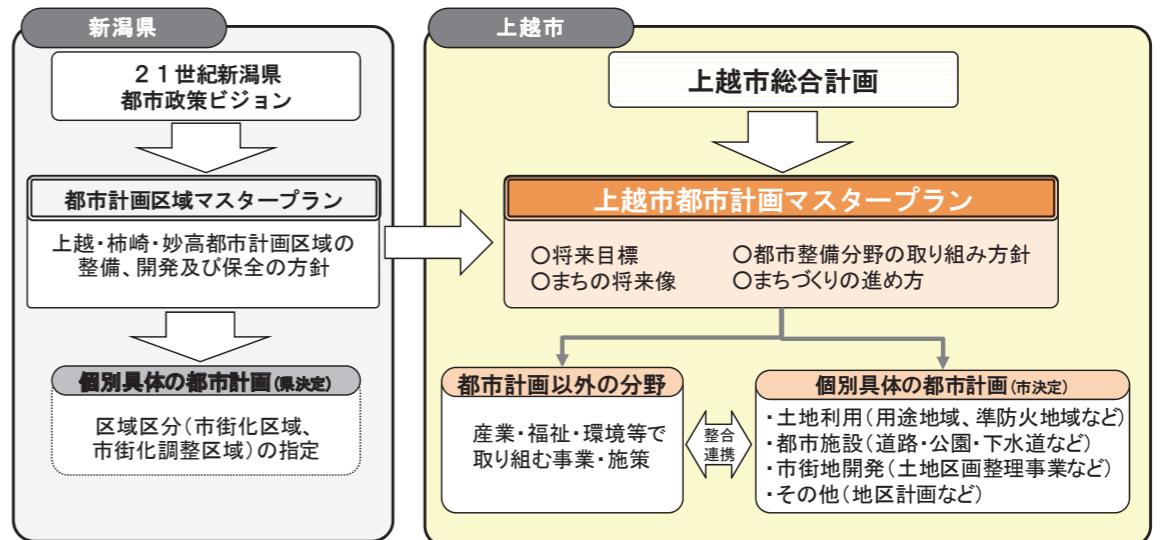
都市計画マスタープランは、県が定める「都市計画区域マスタープラン」や上越市の上位計画である「総合計画」に即し、まちの将来の姿や具体的な整備方針を定めるものです。

都市計画マスタープランでは、県が定める「都市計画区域マスタープラン」や、上越市の上位計画である「総合計画」に即し、目指すべきまちの姿を具体化し、主に「都市基盤分野」の整備方針を定めます。

都市計画マスタープランは、都市計画区域*における土地利用や都市施設*の整備などの計画決定・変更の指針として活用します。

また、「総合計画」が掲げる将来都市像を実現するため、産業や医療などの各分野において様々な関係法令や関係計画が定められ、農地や森林の保全、都市計画区域外の集落の維持などについても取り組まれています。

このことから、都市計画マスタープランでは、関係法令や関連計画との整合・連携を図りながら分野横断的なまちづくりの方向性や取組についても示しています。



都市計画マスタープランの位置づけ



4 計画の目標年次

**目標年次：平成 46 年度（2034 年度）
(計画期間：平成 27 年度から平成 46 年度)**

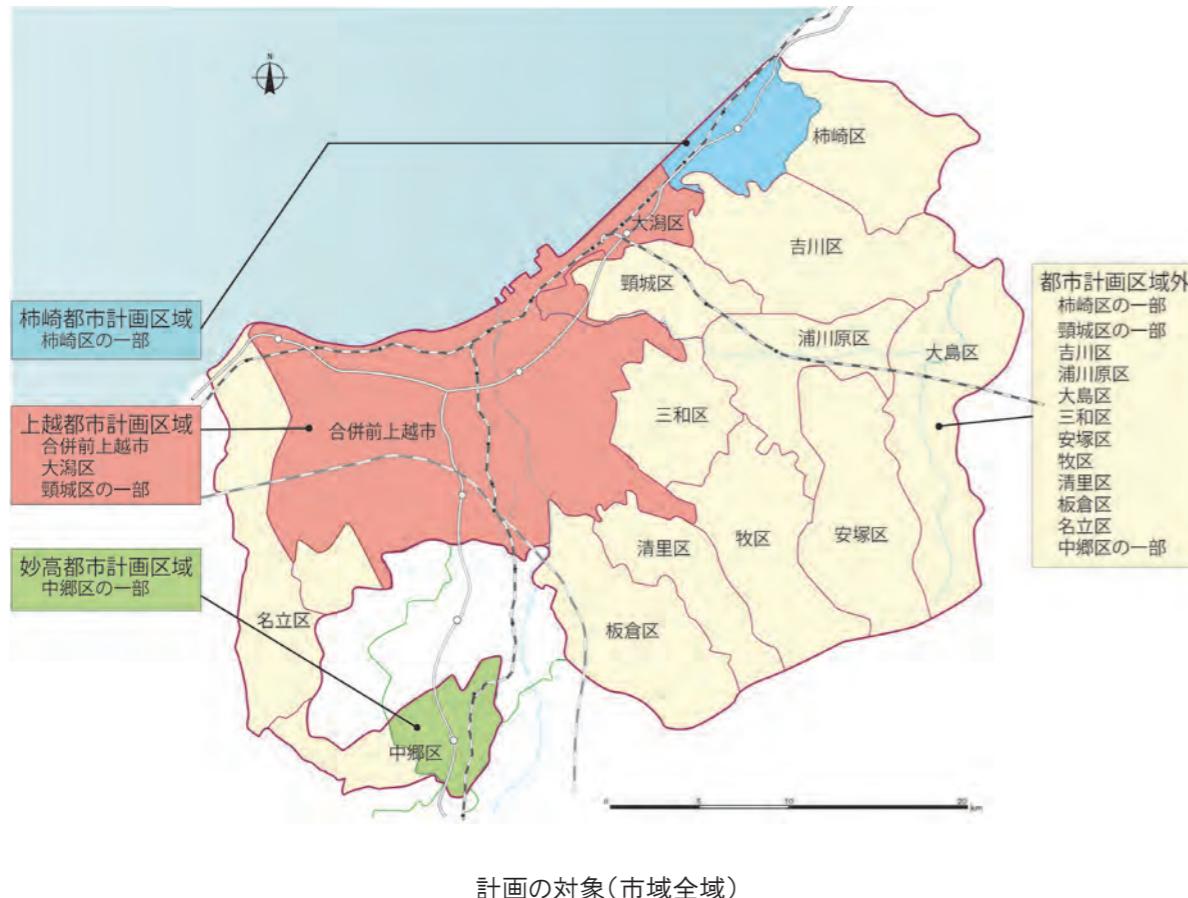
都市計画マスタープランは、概ね 20 年後のまちの将来の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向を示すものです。そのため、目標年は平成 46 年度としています。

5 計画の対象

市域全体を対象とします。

人口減少や少子高齢化など社会情勢の変化に対応し、将来にわたり住み続けられるまちを目指す上では、市域を一体的に捉えた土地利用や都市整備の方向性を示す必要があります。

このため、都市計画マスタープランの対象地域は、都市計画区域*の有無にかかわらず市域全体とします。



6 計画の構成

都市計画マスタープランは、

○上越市のまちづくりの将来の姿や分野別の方針を示す「全体構想」

○上越市を構成する地域ごとにまちづくりの方針を示す「地域別構想」

○都市の将来像の実現に向けた体制や方法を示す「実現化方策」

などにより構成されます。

第1章 序論

- 1 都市計画マスタープランとは
2 策定のねらい

- 3 計画の位置づけと役割
4 計画の目標年次

- 5 計画の対象
6 計画の構成

第2章 上越市の現状と課題

- 第1節 上越市の概況
1 位置 3 気象
2 地勢 4 歴史

- 第3節 全国的なまちづくりの新たな潮流
1 集約型都市構造への転換
2 低炭素まちづくりの推進
3 安全・安心な国土・地域社会の構築に向けた取組の推進
第4節 まちづくりの方向転換

第3章 全体構想

- 第1節 まちづくりの将来像
1 将来都市像 2 将来都市構造
面 めりはりのある土地利用
点 墓なしと支える拠点の構築
線 人や物の移動を支える交通ネットワーク
3 将来人口・産業の見通し
(1) 将来人口
(2) 産業

- 第2節 まちづくりの基本方針
1 活力のあふれるまちづくりの推進
2 拠点とネットワークを強化するまちづくりの推進
3 豊かな田園・自然と共生するまちづくりの推進
4 災害に強いまちづくりの推進

テーマ別

- 第3節 まちづくりの分野別方針
1 土地利用の方針
(1) 市街地
(2) 田園地域
(3) 中山間地域
2 拠点の方針
(1) 都市拠点
(2) 地域拠点
(3) 生活拠点
(4) ゲートウェイ
3 都市施設（道路・公共交通）の方針
(1) 道路の方針
(2) 公共交通の方針
4 都市施設（公園・緑地、河川・下水道、その他施設）の方針
(1) 公園・緑地の方針
(2) 河川・下水道の方針
(3) その他施設の方針
5 都市環境の方針
(1) 地球環境にやさしいまちの形成に向けた方針
(2) 快適な生活・自然環境の形成に向けた方針
(3) 環境保全に向けた多様な主体の協働
6 景観形成・保全の方針
(1) 地域特性に応じた景観形成・保全の方針
(2) 市を代表する景観形成・保全の方針
(3) 周辺と調和した建築物・工作物などの誘導による景観形成・保全の方針
7 都市防災の方針
(1) 『防災』まちづくりの方針
(2) 『減災』まちづくりの方針

第4章 地域別構想

- 第1節 地域別構想の構成
第2節 地域別方針
1 上越地域
1) 直江津周辺地域
2) 春日山周辺地域
3) 高田周辺地域
4) 上越妙高駅周辺地域
5) 上越西部中山間地域
6) 上越東部田園地域
7) 大潟・頭城（西部）地域
2 柿崎地域
3 中郷地域
4 頭城（東部）・吉川・三和地域
5 安塚・浦川原・大島地域
6 牧・板倉・清里地域
7 名立地域

第5章 実現化方策

- 第1節 実現化方策の構成
第2節 実現化方策
1 計画の実現に向けた取組
2 計画の実現に向けた仕組み